

住宅改修資金補助事業が新しくなりました！

町内の商工業の活性化と町内居住者の住環境向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。

今年度から補助金の申請手続きが「工事完了後」になり、「複数回の利用が可能」となりました。ただし、1年度（4月～3月）につき1回までとなります。

要件に該当するかたは、ぜひご利用ください。

【対象となる要件】

- ・町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた
- ・改修工事を行う住宅を所有しているかた
- ・工事金額が10万円以上であること（消費税除く）
- ・町税などに滞納がないこと
- ・町内業者による住宅改修工事であること



ホームページ QRコード

【申請方法】

改修工事完了後、申請書に必要な書類（ホームページに記載）を添え、農林商工課へ提出してください。

※改修工事施工前の現場写真が必要です。撮り忘れにご注意ください。

【交付方法・交付額】

改修工事完了報告後、対象となる改修工事金額の10%に相当する額（上限5万円・千円未満切捨て）を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」で交付します。



問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

計量器（はかり）定期検査の実施について

取引や証明に使用する「計量器（はかり）」は、『計量法』により、2年に1度定期検査が義務付けられています。

ひょう量が250kg以下の機械式はかりについては、埼玉県計量検定所が、次のとおり集合検査を実施します。

該当するはかりを使用しているかたは、必ずこの検査を受けてください。

前回（令和3年度）受検されたかたには、事前に通知を送付します。

新たにはかりの使用を始めた場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

■日時 6月19日(月)
午前10時～正午、午後1時～3時

■場所 美里町役場東側駐車場

■手数料 ひょう量 100kg以下 600円
250kg以下 1,000円

棒はかりと懸垂指示はかり 300円
※分銅・おもり付のはかりは、上記手数料のほか1個につき10円が加算されます。

■その他 電気（デジタル）式はかりとひょう量250kgを超えるはかりは、別途検査しますので検査会場には持ち込まないでください。

■対象

- ①商店・スーパーなどで商品の売買に使用するはかり
- ②工場、事業所などが原材料購入、製品の販売出荷に使用するはかり
- ③宅配便などの運送業者が貨物の運賃算定のために使用するはかり
- ④観光農園や農産物直売所で料金算定や量目表記のために使用するはかり
- ⑤学校、病院、保育所などで健康診断に使用するはかり など



問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

美里町起業支援事業補助金

産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者に補助金を交付します。



ホームページ QRコード

◎補助金額・内容

補助限度額 50万円（補助率1/2）

- ・事業所開設に要する経費への補助（町内業者によるものに限る）
- ・事業所などの賃借に要する経費への補助
- ・事業所の雇用促進を目的とする経費への補助（事業実施に必要な人件費）

※事業着手前の申請が必要となります。

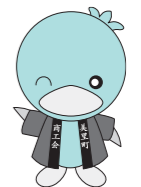
※事業計画のあるかたは、事前に農林商工課にご相談ください。

◎対象者

- ・町内に住所を有するかた（法人にあっては、本店が町内に住所を有すること）
- ・町内に事業所を設置し、5年以上継続して事業を行う見込みがあるかた
- ・町内に住所を有していない個人の場合は、町内に住所を有しているかたを新規で1年以上雇用する見込みがあるかた

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

美里町商工会からのお知らせ



町内で創業を考えているかたへ

美里町商工会 創業サポートをご利用ください

美里町商工会では、創業に関する支援を随時行っています。下記が1つ以上当てはまるかた、まずは美里町商工会へご相談ください。相談は無料です。

女性、シニアのかた大歓迎です。事前にお電話のうえ、ご来館ください。

■今までの経験を活かし独立したい

■自分の店を持ちたい

■将来、お店の開業や会社を設立したい

■自分の趣味を仕事にしたい

◎創業相談

創業時には何かと初めてのことばかり。美里町商工会は頼りになる相談相手として、創業を目指すあなたをサポートします。

◎創業計画作成

「なぜ創業したいのか」「創業してどうなりたいたいのか」を書いてみることで、目標や動機づけが明確化します。

◎フォロー

創業後も、経営が早期に軌道に乗るように継続的なアフターフォローまで、細やかに対応します。

◎資金調達

開業時の設備資金や運転資金、軌道に乗るまでの生活費などを踏まえ、どのくらいの資金が必要かを検討します。

自己資金だけで開業費が賅えない場合は、どの金融機関から融資を受けるかも検討する必要があります。

創業者向けの融資制度は、日本政策金融公庫の創業者向け融資あるいは県の創業者向け制度融資のいずれかが一般的です。

問合せ＝美里町商工会 ☎76-0144